

16. 法律

法律相談全般（金融・経営、消費生活、しごと、高齢者、女性、青少年・子ども、障がい、犯罪被害、交通事故、人権問題等）

相談窓口名称	詳細			
山形県弁護士会 法律相談センター 電話：023-635-3648 FAX：023-635-3685 〒990-0042 山形市七日町2丁目7-10 NANABEANS 8階 ※ 鶴岡・酒田・新庄・米沢各法律相談センターの相談は、予約制ですので、山形法律相談センターへ事前にお申し込み下さい。 [申込み受け時間] 平日 9:00~17:00 (水曜日のみ 9:00~18:30)	開所日時	・月～金曜日（土・日・祝日・年末年始・お盆・会で定めた日を除く） ・月・火・木・金曜日 14:00~16:00 ・水曜日（夜間相談） 17:00~19:00 ※ 電話にて事前にお申し込み下さい。（定員あり。）		
		[申込み受け時間] ・月曜・火曜・木曜・金曜 9:00~17:00 ・水曜（夜間相談） 9:00~18:30		
	相談方法	面接	法律相談料	1件につき 5,500円 （相談時間は30分程度です） ※ 支払い能力の不足する相談者は、お申し出により、法律扶助事業として無料とすることがありますので、ご相談下さい。
	予 約	要		
	対 象 者	どなたでも相談して頂けます。		
	相談事項	金銭貸借、保証、損害賠償、サラ金、クレジット、消費者被害、商取引、破産、会社倒産、不動産（土地建物）、借地借家、交通事故、離婚、男女関係、相続、遺産分割、遺言、行政、税務不服、労働、民事介入暴力、刑事、少年非行、その他法律問題全般についてお受けします。		
相談や支援内容	県内5ヶ所（山形市、酒田市、鶴岡市、新庄市、米沢市）で、法律問題全般の相談を行っています。 相談時間は、相談場所により異なります。 また、借金問題、犯罪被害者、労働問題、生活保護、交通事故等に関する無料相談窓口も設けておりますので、お問い合わせ下さい。			
弁護士紹介	センターでは、法律相談のほか、事件依頼（訴訟、調停などの裁判手続きの代理人、刑事事件の辩护人、相手方との示談交渉など）の希望者に対して受任弁護士の紹介を行います。			

<各法律相談センター>

※予約制ですので、山形法律相談センターに事前にお申し込み下さい。

相談窓口名称	〒	所在地	開所日時
鶴岡法律相談センター	997-0033	鶴岡市泉町8-57 鶴岡市勤労者会館	毎週金曜日 14:00~16:00（祝日を除く）
酒田法律相談センター	998-0026	酒田市栄町9-2 酒田地区教育会館内	毎週金曜日 16:00~18:00（祝日を除く）
新庄法律相談センター	996-0022	新庄市住吉町3-8 新庄商工会議所会館内	毎週水曜日 14:00~16:00（祝日を除く）
米沢法律相談センター	992-0042	米沢市塩井町塩野1-1 米沢地区勤労者福祉会館内	毎週火曜日 15:00~17:00（祝日を除く）

簡裁訴訟代理、裁判所提出書類作成、成年後見、不動産登記、商業・法人登記

相談窓口名称	詳細			
山形県司法書士会 「司法書士無料相談所」 ※予約は相談日の前日まで 電話：023-642-3434 (受付時間 10:00~16:00) 【開催会場】 山形会場（山形県司法書士会館） 〒990-0021 住所：山形市小白川町1-16-26 寒河江会場（フローラ・SAGAE） 〒991-0031 住所：寒河江市本町2-8-3 東根会場（東根市さくらんぼタントクルセンター） 〒999-3796 住所：東根市中央1-5-1	開所日時	毎月第3木曜日 18:00~20:00		
	相談方法	面接	料 金	無料
	予 約	要		
	対 象 者	制限はありません		
	相談や支援内容	借金相談、裁判所に提出する書類作成に関する相談、高齢者や障害者の成年後見及び財産管理、登記全般、その他司法書士による法律相談。		
留意事項	無料相談所は、会場施設の都合により、お休みになる場合があります。山形県司法書士会のホームページや電話での確認をお願いします。			

法的トラブルに関する「情報提供」及び「扶助相談（無料法律相談）」

相談窓口名称	詳細			
法テラス山形 （日本司法支援センター 山形地方事務所） 電話：0570-078381（ナビダイヤル） IP電話をご利用されている場合は、 電話：050-3383-5544へお掛けください。 〒990-0042 山形市七日町2丁目7-10 NANABEANS 8階	開所日時	「情報提供」 月～金曜日 10:30~12:00 13:00~15:00 （専門職員が対応） 「扶助相談（無料法律相談）」 毎週火曜日 10:00~12:00（要予約・要資力確認）（弁護士との相談） ※予約受付等は、9:00~17:00です。		
	相談方法	「情報提供」 電話・面談	料 金	無料
	予 約	「扶助相談（無料法律相談）」 面談のみ		
	予 約	要		
	対 象 者	「情報提供」：不問 「扶助相談（無料法律相談）」：民事法律扶助制度の対象となる方（資力要件あり）		
	相談や支援内容	「情報提供」：法的トラブル（離婚・相続・多重債務など）に関して、解決に役立つ法制度や手続き、ご相談窓口などの情報を無料で提供しています。 ①電話相談… 専門職員が対応します。 専門職員が情報提供中の時は、全国統一窓口「サポートダイヤル」におつなぎするか、折り返しご連絡することも可能です。 ②面談相談… 予約の方優先です。 ①・②とも必要性がある場合は、「扶助相談（無料法律相談）」や関係機関をご案内します。 「扶助相談（無料法律相談）」：事前にご連絡（電話可）下さい。 資力要件を確認後、予約又は他関係機関を紹介致します。		
留意事項	「情報提供」：「個別具体的な法的判断をした上でアドバイス」は、法律相談に該当します。その場合、「扶助相談（無料法律相談）」等をご案内いたします。 「扶助相談（無料法律相談）」：「離婚に強い弁護士」「相続で勝てる弁護士」など、個別の弁護士を紹介することはありません。但し、犯罪被害者の方でご希望があれば精通弁護士の紹介を行っています。			